

神戸元町商店街景観形成市民協定書

(名称)

第1条 この協定は、「神戸元町商店街景観形成市民協定」（以下「協定」といいます）と称します。

(目的)

第2条 神戸元町商店街は、神戸を代表する伝統的な中心商業地であり、高級・ハイカラ・エレガントな「元町らしさ」を継承・発展させ、超広域商圈をもつ専門店街としての魅力と風格あるショッピング・ストリートづくりを目的として協定を定めます。協定は、神戸元町商店街の共通ルールであり、地元関係者間で協定し、その目的達成に努めます。

(協定対象区域)

第3条 協定の対象となる地区（以下「地区」といいます）の位置及び区域は、神戸元町商店街（神戸市中央区元町通1丁目～6丁目）に直接面した沿道敷地とします。

(まちの将来像)

第4条 次に掲げるまちの将来像を、協定者が共通に認識し、その実現と維持・発展に努めます。

2 ミナト神戸発祥地である伝統文化を継承し、21世紀の神戸都心再生の中核にふさわしい開かれたクラシカルモダンなストリートをめざします。

(1) 高級感のある神戸元町商店街

(2) ハイカラな神戸元町商店街

(3) エレガントな神戸元町商店街

(まちなみづくりの基本方針)

第5条 地区のまちなみづくりにあたっては、次のような基本方針のもとに協定者が協力します。

(1) 高級・ハイカラ・エレガントな「元町らしさ」を継承した魅力と風格あるショッピング・ストリートをめざします。

(2) 明るく開放感のあるおしゃれな店づくりによる専門店街をめざします。

(3) ミナト（海）と山をつなぎ周辺ゾーンとの境界性・回遊性の発展とともに成長するストリートをめざします。

(4) 来街者が憩いのオアシスとしてまちを楽しめるような街かどスポット、交差点部の工夫に努めます。

(5) ものづくりとルールづくりの両面から、商業者・住民・行政が協働して個性あるまちなみづくりに取り組みます。

(建築物等の用途の制限)

第6条 次に掲げる用途の建築物等は建築できません。ただし、この協定締結の際に現存する下記の施設が同面積以内の改築、修繕等を行う場合はこの限りではありません。

2 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）」第2条に定めるもの

(まちなみ景観への配慮)

第7条 地区内で建築物等の新築、増築、改築・改装、撤去、大規模な修繕、宅地の造成その他の土地の形質の変更、及びその他まちなみ景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為をする者は、別表1に示す「まちなみ形成のルール」に適合するよう努めます。

(敷地の快適な維持・管理)

第8条 協定者は、自己が所有もしくは管理する敷地・建物の快適な維持管理に努めます。

(その他の活動)

第9条 協定者は、地区内の清掃活動や緑化・飾花活動等、美しいまちなみを形成・維持するための活動を互いに協力して推進します。

(委員会)

第10条 協定の運営に関する事項を処理するため、神戸元町商店街まちなみ委員会（以下「委員会」といいます）を設置します。

(委員会の構成)

第11条 前条で定める委員会は、神戸元町商店街各振興組合若干名により構成します。

- 2 委員は、第3条に定める区域内の協定者を代表するものとします。
- 3 委員会には、みなと元町タウン協議会を代表するものを顧問に置くことができます。
- 4 委員会には、学識経験者等の専門家アドバイザーを置くことができます。

(委員会の任期)

第12条 委員の任期は2年とします。ただし、委員は再任されることができます。

(役員)

第13条 委員会には、次の役員をおきます。 委員長 1名 副委員長 1名

- 2 役員は、委員の互選により選出します。
- 3 委員長は、委員会を代表し、協定運営の業務を総括します。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長がこの職務を代理します。

(会議)

第14条 委員会の会議は、委員長が召集します。

- 2 会議は協定者の請求により開催することができます。

(建築行為等にあたっての相談)

第15条 地区内で第7条に係る行為をしようとする者は、事前に委員会に相談し、委員会は建築行為等の計画内容が協定に適合することを確かめなければなりません。

(有効期間等)

第16条 協定の有効期間は、第19条で定める日より5年間とします。ただし、有効期限を経て見直し、協定者から何らかの申し出がなき場合は、自動的に更新されるものとします。

- 2 協定について変更、もしくは廃止する必要が生じたときは、協定者の総意をはかったうえで、委員会が定めるものとします。

(事務局)

第17条 協定の事務に関する窓口は、神戸元町商店街連合会事務所（神戸市中央区元町通3丁目13番1協和会館内）に置きます。

(雑則)

第18条 この協定を実施するうえで必要が生じた事項は、委員会の決議を経て、内規として定めることができます。

(付則)

第19条 この協定は平成15年6月6日より有効とします。

- 2 この協定は令和2年9月4日より有効とします。

別表1 まちなみ形成のルール

区分		ルール内容
敷地	空地	未利用地は（空地）は、神戸元町商店街の連続性や魅力づくりのために沿道の景観に配慮します。
	駐車場	神戸元町商店街の沿道敷地は、駐車場施設に利用しません。
	自動販売機	新規の自動販売機の設置は、自粛に努めます。設置する場合は、敷地内に設置し、景観に配慮した配置等に努めます。
建築物	用途	原則として建物2階部分までは非住宅の用途の利用に供し、通りのにぎわいと連続性に寄与したものとします。
		高級・ハイカラ・エレガントに代表されるような「元町らしい」地域の環境を阻害する施設（協定第6条）の新規建設はしません。
		排煙・異臭・騒音などを発する施設で、地域の同意が得られないものは自粛します。
	形態・意匠	アーケード下（建物1・2階部分）のファサードは、一体感あるものに調和します。
		建物の色彩・デザインは、まちなみとの調和に配慮します。
		店舗の照明やショーウィンドウを工夫して、営業時間外も来街者が楽しめるようにします。
		シャッターは、リングシャッターで店舗外観をみせたり、ファサードと調和した色とし、店名や営業時間を記すなどして、閉店時も店舗の並びがわかるようにします。
	壁面の位置	神戸元町商店街の連続性に配慮して、壁面の位置は原則として道路境界線から後退した建築計画を避けます。
協調・共同建替え	魅力と風格あるストリートを目指して、可能なところでは協調・共同建替えの促進に努めます。	
街かど建物づくり	南北軸（通り）との交差点部は、1階角地の開放性など界限性の向上に寄与したビルづくりに努めます。	
空店舗等	空店舗・工事仮囲い等は、ペインティングをはじめ装飾等により、通りの連続性の確保や魅力あるストリートづくりに寄与したものとします。	
看板・広告物	看板・広告物は必要最小限の規格とし、品格あるストリート形成に寄与したアートやデザイン等の工夫に努めます。	
	原則として、自発光式・点滅式の看板広告物は自粛します。	
道路敷の利用・演出	営業上の搬出入許可車両の進入は、午後8時～翌日午前11時までとし、来街者の安全と快適な余暇サービスに努めます。また、自転車（バイク）の通行を禁止します。	

別表2 運用内規

区分	ルール内容
道路敷の利用・演出	原則として、商品の張出しは自粛するとともに、ルールをつくり魅力あるにぎわいづくりを工夫します。
	神戸元町商店街では、許可なくして露店での営業活動を自粛します。
商業環境の向上	営業が休日の場合は、神戸元町商店街の連続性やにぎわいの向上に配慮した工夫に努めます。
夜間の営業・演出	原則として、夜間のにぎわいを演出するために営業時間の拡大に努めます。

区域参考図

